

鹿児島県における人事行政の運営の状況（令和6年度）

第1 職員の任免及び職員数に関する状況

1 職員の任免に関する状況

(1) 採用の状況

令和6年度は、競争試験により277人、選考により698人の職員を採用しました。

また、1,070人の職員を暫定再任用したほか、選考により29名のフルタイムの会計年度任用職員を採用しました。

区 分	試 験			選 考	暫定再任用		会計年度 任 用	合 計
	大卒程度 警察官 A	短大卒 程度	高卒程度 警察官 B		常時 勤務	短時間 勤務		
知事部局等	128	11	25	105	239	54	29	591
教育委員会		26	6	592	728	21		1,373
警察本部	37		44	1	28			110
計	165	37	75	698	995	75	29	2,074

※会計年度任用職員については、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する職員に限る。

(2) 退職の状況

令和6年度は、2,247人の職員が退職しました。

区 分	定年 退職	早期退職募集 制度による退職	普通 退職	分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職	会計年度 の満了	計
知事部局等	110		234		1	1	4	263	29	642
教育委員会	392		328		2	1	16	749		1,488
警 察 本 部	23		81		2		1	10		117
計	525		643		5	2	21	1,022	29	2,247

2 職員数に関する状況

令和7年4月1日現在の職員数は、24,571人であり、1年前と比較して145人減少しました。
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	37	36	△ 1	《増事由》 【土木部門】 ・盛土対策室新設 《減事由》 【衛生部門】 ・採用退職数
	総務企画	831	847	16	
	税 務	166	173	7	
	民 生	500	520	20	
	衛 生	640	630	△ 10	
	労 働	106	109	3	
	農林水産	1,503	1,492	△ 11	
	商 工	196	195	△ 1	
	土 木	848	858	10	
特別行政部門	小 計	4,827	4,860	33	
	教 育	15,456	15,298	△158	
	警 察	3,414	3,401	△ 13	
公営企業等 会計部門	小 計	18,870	18,699	△171	病床数減に伴う看護職員の定数の減
	病 院	980	973	△ 7	
	そ の 他	39	39		
総 合 計	小 計	1,019	1,012	△ 7	
		24,716 (28,091)	24,571 (28,105)	△145 14	

注 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

注 カッコ内は、条例定数の合計である。

第2 職員の人事評価の状況

各任命権者は、地方公務員法第23条の2に基づき、職員の執務について人事評価を実施しました。

(1) 知事部局等

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上及び県民サービスの向上に資することを目的とし、定期的に人事評価を実施しました。

対 象 者 (被評価者の範囲)	・一般職に属する全ての職員 ・全ての会計年度任用職員
評 価 体 制	・第1次評価者、第2次評価者及び第3次（最終）評価者 ・調整者（評価結果に対する所要の調整を行う者）
評 価 方 法	・能力評価（年1回実施） ・業績評価（年2回実施）

(2) 教育委員会

ア 行政職員

知事部局等と同じ

対 象 者 (被評価者の範囲)	知事部局等と同じ
評 価 体 制	知事部局等と同じ
評 価 方 法	知事部局等と同じ

イ 学校職員

職員の意欲と資質・能力の向上を図るとともに、職員の職務遂行上の意欲、能力、実績等を公正に評価し、適切に処遇を行うことにより、学校組織の活性化に資することを目的として、「業績評価」と「能力評価」からなる人事評価を実施しました。

「業績評価」は、校長の学校経営方針を踏まえて、職員一人一人が設定した目標や目標達成のための具体策等について作成した人事評価記録書をもとに、校長等が、当初、中間、最終の年3回面談を実施し、前期業績評価を中間面談時に、後期業績評価を最終面談時に本人へフィードバックしました。

「能力評価」は、別に定める評価項目ごとの着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力の程度を評価し、校長等の評価者（複数）が、その結果を前期業績評価中間面談時に本人へフィードバックしました。

対 象 者 (被評価者の範囲)	一般職に属する全ての職員
評 価 体 制	第1次評価者、第2次評価者、調整
評 価 方 法	能力評価（年1回実施）、業績評価（年2回実施）

(3) 警察本部

職員が職務遂行上発揮した能力と職務遂行上挙げた業績を把握した上で、その勤務成績を公正かつ客観的に評価し、それを人事管理の基礎として活用することを目的として実施しました。

対 象 者 (被評価者の範囲)	警視以下の階級にある警察官及びこれに相当する職にある警察官以外の職員
評 価 体 制	1次評価者、2次評価者、調整者、確認者
評 価 方 法	能力評価、業績評価（毎年1回、12月31日に実施）

第3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の勤務時間の状況

職員の1週間の勤務時間は38時間45分で、病院や福祉施設、学校等、特別の形態によって勤務する必要がある施設に勤務する職員を除いて、勤務時間の割振りは下表のとおりになっています。

1週間の勤務時間	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	日曜日、土曜日

2 休暇制度の状況

職員の休暇には、年次有給休暇、療養休暇（学校職員は病気休暇）、特別休暇、介護休暇があります。なお、年次有給休暇の平均取得日数は14.0日です（小・中学校の職員を除く。）。

（令和6年4月1日現在）

名 称	要 件	付 与 期 間	備 考
年次有給休暇		20日／年	
療 養 休 暇 ※学校職員は病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	結核性疾患 12月 その他 90日	結核性疾患18月、成人病・精神障害6月まで延長可
特 別 休 暇	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として任命権者が人事委員会と協議して定める場合	任命権者が人事委員会と協議して定める期間	
介 護 休 暇	職員が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で必要と認められる期間	勤務しない時間当たりの給与額を減額

第4 職員の休業の状況

1 休業制度の状況

職員の休業には、自己啓発等休業、育児休業、大学院修学休業及び配偶者同行休業があります。（令和6年4月1日現在）

名 称	内 容 等	期 間
自己啓発等休業	職員の公務に関する能力の向上に資する大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業	大学等課程の履修のための休業にあっては2年（特に必要な場合は3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年
育 児 休 業	子の養育をするための休業	当該子が3歳に達する日までの期間
大学院修学休業	公立の小中学校等の主幹教諭等が専修免許状の取得を目的とし、大学院の課程等を履修するための休業	3年を超えない範囲内で年を単位として定める期間
配偶者同行休業	公務において活躍することが期待される有為な地方公務員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業	3年

2 休業の取得状況

	自己啓発等休業	育児休業	大学院修学休業	配偶者同行休業
男性職員	1	254		
女性職員	3	657		1
計	4	911		1

注 令和6年度中に新たに取得した者と令和5年度以前から引き続き取得している者の合計（実数）を男女別に計上している。

第5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1 分限処分

勤務実績が良くない職員、心身に故障のある職員に対しては、公務能率の維持及びその適正な運営の確保のために、降任、免職、休職等の処分を行うことができます。

令和6年度は329人の職員が心身の故障等により休職処分等を受けています。

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	計	失 職
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合			329		329	
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合						
計			329		329	
地公法第28条第4項により失職した者						

注1 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

2 心身の故障の場合の休職には依願休職を含む。

2 懲戒処分

職務上の義務に違反した職員等に対しては、その道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持するために戒告、減給等の不利益処分を行うことができます。

令和6年度に懲戒処分を受けた者は、戒告6人、減給16人、停職14人、免職5人となっています。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	5	15	9	4	33
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		1			1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1		5	1	7
計	6	16	14	5	41

注 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

第6 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。また、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限が課されています。

○ 営利企業等従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業等にも従事してはならないとされています。

令和6年度には124件の申請がなされ、124件を許可しています（小・中学校の職員を除く。）。

第7 職員の退職管理の状況

退職管理の適正の確保のため、「公社等外郭団体見直し方針」に基づき、公社等外郭団体に再就職した県退職者の状況について公表しました。また、再就職について透明性を確保するため、各任命権者ごとに定める公表に関する取扱要領に基づき退職時に本庁課長級以上（県立学校は校長、警察は所属長以上）の職にあった者で、退職後2年以内に、民間企業、公益法人等（国及び地方公共団体を除く。）に再就職し、令和6年8月から令和7年7月末までの間に届け出た者について公表しました。

第8 職員の研修の状況

任命権者は職員の勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会を与えることとされており、令和6年度は下表のとおり職員研修を実施しました。

(1) 知事部局等

研修の区分	研 修 の 内 容 等	実施回数	修了者数
一 般 研 修	新規採用職員研修（前期・後期）、一般職員研修、主査研修、新任係長研修、新任課長補佐研修、新任課長級研修、定年引上げ対象職員等研修、新規採用職員アドバイザー研修、人事評価スキルアップ研修、若手職員能力向上研修、管理職マネジメント力向上研修、地域コミュニティ研修	105回	1,683人
自己啓発研修	チャレンジ研修（行政に生かせる財政・経済知識、法制実務入門、地域づくり新戦略、キャリアデザイン、論理的問題解決等）、女性職員キャリアサポート研修、地域共創企画研修、マインドフルネストレーニング、定年引上げ対象職員等パソコン研修	45回	790人
そ の 他	自治大学校派遣研修、海外研修	4回	4人

(2) 教育委員会 ア 行政職員

研修の区分	研 修 の 内 容 等	実施回数	修了者数
一 般 研 修	知事部局等と同じ	知事部局等の数値に含まれる。	
自己啓発研修	知事部局等と同じ	知事部局等の数値に含まれる。	
そ の 他	文部科学省派遣研修	1回	1人

イ 学校職員

研修の区分	研 修 の 内 容 等	実施回数	修了者数
一 般 研 修	フレッシュ研修（初任校研修）、ステップアップ研修（5年経験者研修）、パワーアップ研修（中堅教諭等資質向上研修）、新規採用養護教諭研修、養護教諭ステップアップ研修、養護教諭パワーアップ研修、新規採用栄養教諭研修、栄養教諭ステップアップ研修、人権教育教職員等研修会、管理職研修（新任校長、新任教頭、経験者教頭、事務長）等	90回	3,175人
自己啓発研修	短期研修講座、長期研修、継続研修、子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム、民間企業等派遣研修	172回	3,668人
そ の 他	大学院派遣研修、独立行政法人教職員支援機構研修	35回	87人

(3) 警察本部

研修の区分	研 修 の 内 容 等	実施回数	修了者数
一 般 研 修	県警察学校研修	41回	463人
自己啓発研修	女性職員研修セミナー 育児休業復帰研修セミナー	1回 1回	16人 19人
そ の 他	警察大学校研修 九州管区学校研修 全国管区学校研修 法科学研修所研修	80回 24回 39回 8回	102人 137人 39人 8人

注 「研修の区分」について

- ・一般研修 職位等、対象となる職員を限定し、受講を義務付けている研修
- ・自己啓発研修 自己啓発等を目的に、職員の希望により受講できる研修
- ・その他 自治大学校、警察大学校、消防大学校等、国の機関が行う研修

第9 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 厚生制度の状況

(1) 厚生事業の実施状況

職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について、令和6年度は下表に掲げる取組を実施しました。

ア 知事部局等

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職 員 の 安 全 衛 生 管 理	職場における安全衛生の確保を図り、快適な職場環境を形成するため、各種施策を実施した。 ・ 衛生委員会、安全衛生委員会の開催 ・ 執務環境測定、職場巡視、職場点検の実施
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう、各種施策を実施した。 ・ 定期健康診断、人間ドック、胃検診、大腸検診、特殊業務従事者健康診断の実施 ・ 定期健康診断等の結果について産業医から意見聴取を実施 ・ 健康相談、ストレスチェック、専門医による心の健康相談 ・ 健康づくり教室、心の健康教室の開催 ・ 職員健康審査会の開催 ・ 職場復帰支援の実施 ・ 長時間労働による健康障害防止のための産業医等の面接指導の実施
その他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 ・ 職員相談の実施 ・ 職員の生涯生活設計の支援のためライフプランセミナーを実施 ・ 世帯用や単身・独身寮などの職員住宅の管理等

イ 教育委員会

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職 員 の 安 全 衛 生 管 理	職員の安全衛生の確保を図り、快適な職場環境の形成のため、各種施策を行った。 ・ 「鹿児島県教育委員会職員安全衛生管理規程」による総括安全衛生委員会の開催 ・ 各学校における衛生管理者・衛生推進者の選任、産業医の配置 ・ 各学校における衛生委員会・衛生委員会に準ずる組織の設置と各委員会の開催 ・ 学校敷地内禁煙の推進
職員の健康管理	職員が健康で安心して業務に従事できるよう各種施策を実施した。 ・ 健康診断の実施 定期健康診断（情報機器従事者健診含む。）、人間ドック ・ 保健指導員による職場巡回健康相談の実施 ・ 教職員相談事業の実施 教職員よろず相談、メンタルヘルス相談 ・ メンタルヘルス講座の実施 管理職研修（新任教頭研修会）等での講演 ・ B型肝炎感染予防ワクチン接種（特別支援学校の職員で希望する者） ・ 学校職員の長時間勤務者に対する医師の面接指導の実施 ・ 学校職員等健康診断諮問委員会の開催 ・ ストレスチェックの実施
そ の 他	職員の厚生に関する各種施策を実施した。 ・ 教職員住宅の維持管理

ウ 警察本部

区 分	内 容 ・ 実 施 状 況
職 員 の 安 全 衛 生 管 理	○安全衛生管理対策の推進 ・産業医の活用～健康講話、健康相談日の設定、勤務環境の点検等の実施 ・健康管理衛生委員会の開催 ・過重労働対策の推進～長時間勤務者に対する面接指導の実施 ・受動喫煙防止対策の推進～敷地内禁煙 ・公務災害防止事業の実施～けがをしない体づくりを目的として「コンディショニング術講習会」を開催
職員の健康管理	○健康診断等の充実 ・定期健康診断及びがん検診 ・特定健診～有機溶剤及び特定化学物質、情報機器作業業務、高気圧業務、拳銃実射訓練員等及び深夜業務従事者 ・B型肝炎予防接種 ○特定健康診査と特定保健指導の実施 ○健康づくり運動の推進 ・運動週間による健康増進運動 ・受動喫煙防止対策の推進 ・セルフケアの推進及びラインケアの充実 ○相談指導体制の充実 ・ピアサポーターの活用 ・保健師及び臨床心理士による健康相談や個別指導の実施 ・部外相談員の活用
そ の 他	

(2) 職員互助団体の運営状況

職員の相互共済及び福利増進等を図るために組織された職員互助団体が、福利厚生、医療等に関する資金の給付及び貸付、福利厚生施設の経営等の事業を行いました。

(単位：百万円)

区 分	団 体 の 名 称	事 業 費	財 源 内 訳		
			職員掛金	県補助金	そ の 他
知事部局等	(一財)鹿児島県職員互助会	244.1	229.5 (94.0%)	0.0 (0.0%)	14.6 (6.0%)
教育委員会	鹿児島県教職員互助組合	508.2	69.3 (13.6%)	0.0 (0.0%)	438.9 (86.4%)
警 察 本 部	(一財)鹿児島県警察協会	316.9	54.6 (17.2%)	0.0 (0.0%)	262.3 (82.8%)

注1 令和6年度決算による。

2 平成18年度に県補助金を廃止。

2 公務災害等認定の状況

職員が公務上又は通勤による災害を受け、公務災害又は通勤災害と認定されたときは、地方公務員災害補償制度によって治療費等が補償されます。

令和6年度は、公務災害として164件、通勤災害として13件が認定されました(令和7年3月31日現在)。

なお、令和6年度における地方公務員災害補償基金鹿児島県支部の認定状況等は、次のとおりです。

(1) 公務災害

区 分	前年度末 未認定件数	請求受理 件 数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未認定件数
			公 務 上	公 務 外		
知事部局等	2	34	34	1		1
教育委員会	9	79	79	2	1	6
警 察 本 部	5	53	51			7
計	16	166	164	3	1	14

(2) 通勤災害

区 分	前年度末 未認定件数	請求受理 件 数	認 定 件 数		取下げ件数	当年度末 未認定件数
			該 当	非 該 当		
知事部局等		9	6		1	2
教育委員会	1	5	6			
警 察 本 部		1	1			
計	1	15	13		1	2